

令和6年 第3回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年4月10日（水）
開会 午後1時30分
閉会 午後3時15分

開催場所 占冠村総合センター 2階 相談室

出席委員 会長 熊崎 一 弘 1番 江 頭 謙一郎 2番 安 田 大 吾
3番 伊 藤 清 志 4番 鈴 木 雅 士 5番 下 川 園 子
6番 黒 井 光 絵

事務局 主幹 杉 岡 裕 二 事務局員 菊 池 悠 佑

議事日程 日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認に
ついて
日程第 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見に
ついて
日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る委任に
ついて
日程第 7 議案第4号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価（案）及び令和6年度の目標及びその達成
に向けた活動計画（案）について

令和6年 第3回占冠村農業委員会総会議事録

- 議 長 ただ今の出席委員は7人です。
- 定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回占冠村農業委員会総会を開会します。
- 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。今総会の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により議長において、5番 下川園子君、6番 黒井光絵君、以上2名の諸君を指名します。
- 日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご意義ありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間と決定しました。
- 日程第3 これから諸般の報告を行います。
- 事務局 (読み上げて報告)
- 議 長 ただ今の報告について、質問等ございませんか。
- 委 員 (質疑なし)
- 議 長 質疑なしとし、次の議事へ移ります。
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について受付番号1の件を議題とします。事務局より説明いたします。
- 事務局 (読み上げて説明)
- 議 長 これから受付番号1について質疑を行います。質疑等ございませんか。
- 4 番 申請の書式が変わったのか。
- 事務局 農地法第3条第1項の許可要項は変わらず、申請行為も3条1項の様式で申請が上がる。1点だけ違うのは、賃貸借の土地の契約書について、土地の契約の解除という条項が付け加えられている。その中に「適正な利用がない場合、解除を申し出ることができる」という条文を付け加えることで農地法のなかの3条という規定の中で解除条件付きと謳われるという中身で一般の株式会社が参入した際に条件付きで賃貸が可能となっている。
- 1 番 書式が変わったということは、期間や金額といった項目も提示されないということなのか。
- 事務局 3条については事務局預かりで質問があれば提示することになっている。3条3項については売買であっても賃貸であっても金額提示は議案には記載は行わず、相対という処理でご理解いただきたい。基盤強化法でこれまで賃貸がある場合については一般的に単価を入れ利用権設定を委員の方と議論するが、今回は3条案件であるため議案では見られないことをご理解いただきたい。
- 事務局 今回はめん羊ということで、隣接者の農業者には迷惑をかけないように電牧や防護柵で囲うよう話がついている。
- 委 員 放牧はしないのか。

事務局 放牧はしないが、初年度は16頭の導入であるため、最初に残ったハウスの残り骨を利用して管理していく。今後建てる際には農地転用等地権者と話し合いを進めて段取りしていきたいと聞いている。

議長 他に質問はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 これから議案第1号 受付番号1を挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数です。議案第1号 受付番号1は原案のとおり決定されました。次の議事に移ります。

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についての件を議題とします。受付番号1について事務局より説明いたします。

事務局 (読み上げて説明)

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

委員 今は草地として使われていないということだが、ズリは全て撤去された後に草地として返してもらうということなのか。

事務局 国費が入った大規模な開発行為が行われた第1種農地としてこの間扱ってきている。植林転用等の話もあったが転用は出来ないということになってきた。ただ今回大幅な事業面積が必要ということで道道線に土地を求めたが、土地がないということで土地収用案件の本選に関わる事業ということで農地を転用するということを求められた。本来であれば3年間は農用地の一時転用という扱いが出来たがそれが延長出来るのは最長5年。今回事業計画期間が7年という期間を要するため最初から一時転用で処理するのは不適切という指導があった。そのため今回は永久転用というかたちで審議いただいた後、草地として図って戻していただきたいというのが本会の総意と認識している。村としては全面的に賃貸を進めたいという考え。

委員 土地が返ってきたときに利用する方は決まっているのか。新規就農者が決まっているのであれば考えものだが、そうでないのなら既存の農業者優先。覚書等交わしておいてほしい。

事務局 承知した。村としても現状復旧の覚書を正式に取り交わし、現状復旧なので草地にして戻していただく案件を文書で協議しておきたいと考えている。

委員 ズリを置くということであるが、相当な面積があると認識している。例えば、使わないところが出来たとして、その場所はどうするのか。

事務局 NEXCOとの協議の段階では9万㎡以上の残土が出てくる。それを本線に入れるということであるが、工事状況の問題によっては45ha全てをいつべんに使いきれんかどうかは分からない。臨機応変に幅を広げていくという考えのようなので、全面を転用協議にかけて借りる面使用する面は単年度ごと村と協議をさせていただきたい。

委員 危惧することとしては、永久転用をかけたあと「やはり草地には戻さず植林してしまえ」とならないか不安。

事務局 約束していることなのでそれはない。草地として復元いただくように進めたい。業者が出来る出来ないとあると思うので、貸付金分を農業の予算で積んでおいて、それを草地整備事業で綺麗に平たく出来ないかという考えも持っている。木を植える等といったことは考えていない。もともと急斜面の放牧地であったので大きな機械が入れるような平らな圃場にしていただけたらと考えている。

委員 NEXCO としては最終的にそれに合うような面にして戻すという話はしている。現状復旧とはあるが起伏等をそのまま起伏として返すのではなくて、ある程度起伏を取って湿気地は暗渠して使いやすいうようにという話はしている。表土もある程度取っておいて、不陸を取るときにそれを引き戻して使うようだ。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 これから議案第2号 受付番号1を挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数です。議案第2号 受付番号1は原案のとおり決定されました。次の議事に移ります。日程第6 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請に係る委任について事務局より説明いたします。

事務局 (読み上げて説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 これから議案第3号の件を挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数です。議案第3号は原案のとおり決定されました。次の議事に移ります。日程第7 議案第4号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についての件を議題とします。事務局より説明いたします。

事務局 (読み上げて説明)

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 これから議案第4号についての件を挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数です。議案第4号は原案のとおり決定されました。以上をもって本総会に付議された案件については全て終了いたしました。

これにて、令和6年第3回占冠村農業委員会総会を終了します。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和 6年 4月10日

議 長 熊 崎 一 弘

5 番 下 川 園 子

6 番 黒 井 光 絵